# 公共工事の入札及び契約の適正化の促進

に関する法律の概要 公布 平成12年11月27日

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正 化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

## 入札・契約適正化の基本原則の明示

透明性の確保

公正な競争の促進

適正な施工の確保

不正行為の排除の徹底

#### 全ての発注者に義務付ける事項

#### (1)毎年度の発注見通しの公表

・発注工事名・時期等を公表 (見通しが変更された場合も公表)

#### (2)入札・契約に係る情報の公表

・入札参加者の資格、入札者・入札金額、 落札者・落札金額 等

## (3)施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制(技術者の配置・ 下請の状況等)の報告
- ・発注者による現場の点検等

#### (4)不正行為に対する措置

・不正事実(談合等)の公正取引委員会、 建設業許可行政庁への通知

# 各発注者が取り組むべき ガイドライン

#### (1)「適正化指針」 の閣議決定

・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が 共同で案を作成

#### (2)主な内容

第三者機関によるチェック

苦情処理の方策

入札・契約の方法の改善(一般競争・ 指名競争の適切な実施)

工事の施工状況の評価

その他

- ・不良不適格業者の排除
- ・ダンピングへの対応
- ・入札・契約のIT化の推進等

発注者は、指針に従い、 入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育 建設業者に対する指導 等

## 「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年4月1日以降の入札・契約から適用>